

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		部課等名 下水道河川部下水道河川総務課	番号 1
許認可等の内容		排水設備設置義務の免除の許可	
根拠法令及び条項		下水道法第10条第1項	
審査基準	関係条項		
	基準 (未設定の場合は その理由)	別紙、排水設備設置義務の免除許可に関する基準のとおり	
	参考事項		
	設定等年月日	平成15年10月1日設定（令和6年10月1日最終変更）	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 10 日（休日は含まない。）	
	設定等年月日	平成15年10月1日設定（令和6年10月1日最終変更）	